

## 日本橋医師会ロゴマーク募集案内

当会は2022年に創設70周年を迎えるにあたり、公益社団法人として、1つの組織として、又、帰属意識の向上を図るため、それをイメージ、象徴するマークいわゆるロゴマークを作成し、広報活動における発信力のツールとする事となりました。そこで、日本橋医師会をイメージする歴史、文化、人々、地域、建築物などをモチーフにロゴマークを募集する事になりました。なお、採用されたロゴマークは、メディア等を含め、さまざまな広報資料として活用させて頂く予定です。是非、ご応募願います。

### 1. 募集内容

<募集作品> 広報活動・メディア等で使用するロゴマークを募集します。明るく親しみのもてるロゴマークを制作し、その制作意図を添えてご応募下さい。

<応募資格> 当会会員(A,B問わず)に限る

<応募条件> お一人何点でも応募できますが、応募用紙(A4サイズ)1枚につき1点とします。応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。色彩は自由ですが、白黒で使用する場合も考慮して制作してください。応募用紙の枠内にロゴマークのデザイン1点を描いてください。公序良俗その他法令の定めに反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になります。

また、採用決定後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。応募作品は返却いたしません。

<応募方法> 応募用紙(A4サイズ)1枚にロゴマークのデザイン1点と氏名、所属医療機関名、ロゴマークの説明、アピールポイントなどを記入の上、日本橋医師会事務局宛に郵送頂くか、直接ご持参ください。作品の応募に係る費用(郵送料など)は全て応募者本人の負担とします。また、下記の応募規約に同意する旨の記載をお願いいたします(記載のないものは無効となります)。

**【応募規約】** ・公序良俗その他法令の定めに反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になります。

・また、採用決定後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。

・採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、商標権、その他一切の権利は日本橋医師会に帰属します。また、成果物について、日本橋医師

会ならびに日本橋医師会より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないものとします。

- ・採用作品のデザインは、必要に応じて修正・変更する場合があります。
- ・採用作品は、日本橋医師会で展開させていただきます(採用作品は、日本橋医師会及び関係団体等の印刷物、映像作品等あらゆるものに使用する予定です)。
- ・採用作品の受賞者は、日本橋医師会が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることに同意するものとします。

2. 募集期間 2019年8月13日(火)から9月27日(金)まで(必着)

3. 審査及び発表

厳正な審査又は投票により採用作品1点を選定します。ご応募頂いたデザインは、必要に応じて修正・変更した上で選考し、その修正・変更された作品を応募作品とさせていただきます。

審査結果は、2019年12月を目途に発表する予定であり、採用者本人には発表前に直接ご連絡いたします。採用者以外の方にはご連絡いたしませんので、ご了承ください。審査の経過及び結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

4. 権利関係について 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、商標権、その他一切の権利は、日本橋医師会に帰属します。また、成果物について、日本橋医師会並びに日本橋医師会より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないものとします。採用作品のデザインは、必要に応じて修正・変更する場合があります。採用作品は、日本橋医師会で広報活動等の展開をさせていただきます(採用作品は、日本橋医師会及び関係団体等の印刷物、映像作品、ホームページ等あらゆるものに使用する予定です)。採用者は、日本橋医師会が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることに同意するものとします。

5. 個人情報について 個人情報については、選考・発表に関わる事項、ロゴマーク募集の目的以外で使用することはございません。個人情報の取り扱いにつきましては、応募された段階で、応募者の同意を得られたものとします。

6. お問い合わせ先

公益社団法人 日本橋医師会事務局「ロゴマーク募集係」

TEL:3666-0682